

佐賀県訓令甲第4号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(佐賀県文書管理規程の一部改正)

第1条 佐賀県文書管理規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、政策調整監のうちから知事が指定する職員（この号及び第8号において単に「政策調整監」という。）及び当該政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 課長 組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 課 組織規則第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、政策調整監のうちから知事が指定する職員（この号及び第8号において単に「政策調整監」という。）及び当該政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>政策調整監及び当該政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にあるものからなる組織、推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びにリーダー及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>をいう。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 課長 組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター</p>

改正前	改正後
<p>長、政策調整監（政策調整監及び当該政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）並びに推進監（推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）をいう。</p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>(11) 所長 所の長（農林事務所<u>地域農業改良普及センター</u>長を含み、博物館、九州陶磁文化館、美術館、名護屋城博物館及び佐賀城本丸歴史館にあっては常勤の館長又は統括副館長、療育支援センターにあっては専任の所長又は統括副所長とする。）をいう。</p> <p>(12)～(22) 略 (決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、局長専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、さがデザイン総括監専決事項、税政総括監専決事項、スポーツ総括監専決事項、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、課長専決事項及び政策調整監専決事項については「丁」、室長専決事項、さがデザイン推進監専決事項、調整監専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、団体検査・指導監</p>	<p>長、政策調整監（政策調整監及び当該政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織又は政策調整監及び当該政策調整監が指揮監督する<u>組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>が置かれた場合に限る。）<u>、</u>推進監（推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）<u>並びにリーダー（リーダー及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）</u>をいう。</p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>(11) 所長 所の長（農林事務所<u>地域農業振興センター</u>長を含み、博物館、九州陶磁文化館、美術館、名護屋城博物館及び佐賀城本丸歴史館にあっては常勤の館長又は統括副館長、療育支援センターにあっては専任の所長又は統括副所長とする。）をいう。</p> <p>(12)～(22) 略 (決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、<u>政策統括監専決事項</u>、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、局長専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、さがデザイン総括監専決事項、税政総括監専決事項、スポーツ総括監専決事項、<u>D X・スタートアップ総括監専決事項</u>、<u>再生可能エネルギー総括監専決事項</u>、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、課長専決事項及び政策調整監専決事項については「丁」、室長専決事項、さ</p>

改正前	改正後
専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項、副室長専決事項及び企画主幹専決事項については「 ² 丁」、係長専決事項については「 ³ 丁」の表示をしなければならない。	がデザイン推進監専決事項、調整監専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、団体検査・指導監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項、副室長専決事項及び企画主幹専決事項については「 ² 丁」、係長専決事項については「 ³ 丁」の表示をしなければならない。

(佐賀県職員被服類貸与規程の一部改正)

第2条 佐賀県職員被服類貸与規程（昭和55年佐賀県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後							
別表第1 （第2条、第7条、第8条）					別表第1 （第2条、第7条、第8条）							
区分	被貸与者		貸与品			区分	被貸与者		貸与品			
	職員の範囲		品目	数量	貸与期間(年)		職員の範囲		品目	数量	貸与期間(年)	
1	略				1	略						
2 被服類の汚損が著しい職にある職員	(1)～(14) 略				略	略	(1)～(14) 略					
	(15) <u>土地対策課</u> で国土調査業務に従事する職員						(15) <u>土地利活用課</u> で国土調査業務に従事する職員					
	(16)～(26) 略						(16)～(26) 略					
3～6	略				3～6	略						
注1・注2 略					注1・注2 略							

(佐賀県職員安全衛生管理規程の一部改正)

第3条 佐賀県職員安全衛生管理規程（平成元年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、政策調整監のうちから知事が指定する職員及び<u>当該職員</u>が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、政策調整監のうちから知事が指定する職員(この号において単に「<u>政策調整監</u>」という。)及び<u>当該政策調整監</u>が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>政策調整監及び当該政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>リーダー及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>並びに労働委員会事務局をいう。</p> <p>(4) 略</p>

(佐賀県職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

第4条 佐賀県職員の職務発明等に関する規程(平成2年佐賀県訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則(平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。)第3条第1項及び第3項から第5項まで</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則(平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。)第3条第1項及び第3項から第6項まで</p>

改正前	改正後
<p>並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、政策調整監のうちから知事が指定する職員及び<u>当該職員</u>が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織<u>並びに</u>推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(3)～(13) 略</p>	<p>並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、政策調整監のうちから知事が指定する職員（この号において単に「<u>政策調整監</u>」という。）及び<u>当該政策調整監</u>が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>政策調整監及び当該政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、</u>推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織<u>並びに</u>リーダー及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(3)～(13) 略</p>

(佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程の一部改正)

第5条 佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程（平成17年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																											
<p>(勤務する場所及び担当事務)</p> <p>第2条 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関（以下「所属」という。）の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所属名</th> <th style="width: 30%;">勤務する場所</th> <th style="width: 50%;">担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>スポーツ課</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐賀県立博物館</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所属名	勤務する場所	担当事務	略			スポーツ課	略		佐賀県立博物館	略		<p>(勤務する場所及び担当事務)</p> <p>第2条 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関（以下「所属」という。）の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所属名</th> <th style="width: 30%;">勤務する場所</th> <th style="width: 50%;">担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>スポーツ課</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>SAGA2024競技運営チーム</u></td> <td><u>兵庫県、大分県及び鹿児島県</u></td> <td><u>国民スポーツ大会の県外開催競技の準備に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>佐賀県立博物館</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所属名	勤務する場所	担当事務	略			スポーツ課	略		<u>SAGA2024競技運営チーム</u>	<u>兵庫県、大分県及び鹿児島県</u>	<u>国民スポーツ大会の県外開催競技の準備に関すること。</u>	佐賀県立博物館	略	
所属名	勤務する場所	担当事務																										
略																												
スポーツ課	略																											
佐賀県立博物館	略																											
所属名	勤務する場所	担当事務																										
略																												
スポーツ課	略																											
<u>SAGA2024競技運営チーム</u>	<u>兵庫県、大分県及び鹿児島県</u>	<u>国民スポーツ大会の県外開催競技の準備に関すること。</u>																										
佐賀県立博物館	略																											

改正前	改正後
略	略

(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第6条 佐賀県本庁決裁等規程（平成28年佐賀県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 課長 政策調整監のうちから知事が指定する職員並びに組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長をいう。</p> <p>(5) 副課長 組織規則第24条第1項に規定する副課長及び副センター長並びに組織規則第27条第1項及び第27条の2第1項の規定により置かれた副課長をいう。</p> <p>(6) 係長 組織規則第25条第1項に規定する係長並びに組織規則第27条第1項及び第27条の2第1項の規定により置かれた係長をいう。</p> <p>(副知事等の専決)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 課長 政策調整監のうちから知事が指定する職員、<u>推進監、リーダー</u>並びに組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長をいう。</p> <p>(5) 副課長 組織規則第24条第1項に規定する副課長及び副センター長並びに組織規則第27条第1項、<u>第27条の2第1項及び第27条の3第1項</u>の規定により置かれた副課長をいう。</p> <p>(6) 係長 組織規則第25条第1項に規定する係長並びに組織規則第27条第1項、<u>第27条の2第1項及び第27条の3第1項</u>の規定により置かれた係長をいう。</p> <p>(副知事等の専決)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。</p> <p><u>(1) 政策統括監</u></p> <p><u>(2)～(9)</u> 略</p>

改正前	改正後
<p>(9)～(11) 略</p> <p>(12) 副課長（組織規則第27条第1項及び第27条の2第1項の規定により置かれた者に限る。）</p> <p>(13) 企画主幹（組織規則第27条第1項及び第27条の2第1項の規定により置かれた者に限る。）</p> <p>4 略</p> <p>5 スポーツ総括監は、<u>文化・スポーツ交流局長</u>が専決することができる事務のうち、<u>文化・スポーツ交流局長</u>が定めるものを専決することができる。</p> <p>6 次の各号に定める者は、課長が専決することができる事務のうち、課長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 副課長（組織規則第27条第1項及び第27条の2第1項の規定により置かれた者を除く。）</p> <p>(7) 企画主幹（組織規則第27条第1項及び第27条の2第1項の規定により置かれた者を除く。）</p> <p>7・8 略 (部長等の代決者等)</p> <p>第11条 略</p> <p><u>2</u> 情報統括監が専決することができる事務について、情報統括監</p>	<p>(10) <u>DX・スタートアップ総括監</u></p> <p>(11) <u>再生可能エネルギー総括監</u></p> <p>(12)～(14) 略</p> <p>(15) <u>リーダー</u></p> <p>(16) 副課長（組織規則第27条第1項、第27条の2第1項及び第27条の3第1項の規定により置かれた者に限る。）</p> <p>(17) 企画主幹（組織規則第27条第1項、第27条の2第1項及び第27条の3第1項の規定により置かれた者に限る。）</p> <p>4 略</p> <p>5 スポーツ総括監は、<u>SAGA2024・SSP推進局長</u>が専決することができる事務のうち、<u>SAGA2024・SSP推進局長</u>が定めるものを専決することができる。</p> <p>6 次の各号に定める者は、課長が専決することができる事務のうち、課長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 副課長（組織規則第27条第1項、第27条の2第1項及び第27条の3第1項の規定により置かれた者を除く。）</p> <p>(7) 企画主幹（組織規則第27条第1項、第27条の2第1項及び第27条の3第1項の規定により置かれた者を除く。）</p> <p>7・8 略 (部長等の代決者等)</p> <p>第11条 略</p> <p><u>2</u> <u>政策統括監が専決することができる事務について、政策統括監が不在のときは、政策統括監があらかじめ指名する政策総括監又は政策調整監がその事務を代決することができる。</u></p> <p><u>3</u> 情報統括監が専決することができる事務について、情報統括監</p>

改正前	改正後												
<p>が不在のときは、<u>情報課長</u>がその事務を代決することができる。</p> <p><u>3～9</u> 略</p> <p><u>10・11</u> 略</p> <p><u>12</u> スポーツ総括監が専決することができる事務について、スポーツ総括監が不在のときは、当該事務を担当する課長（<u>SAGAスポーツピラミッド構想に関する事務については、推進監</u>）又は室長がその事務を代決することができる。</p> <p>（課長等の代決者等）</p> <p>第12条 略</p> <p><u>2・3</u> 略</p> <p><u>4</u> 総務部に置かれた政策調整監が専決することができる事務について、当該政策調整監が不在のときは、<u>総務部長</u>があらかじめ指名する<u>副部長</u>がその事務を<u>決裁するものとする。</u></p> <p><u>5～11</u> 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="235 1297 1099 1390"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>事務委任先</th> <th>委任する事務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅行命令に</td> <td>副知事、会計管理者、部</td> <td>自己の旅行命令に関する</td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容	旅行命令に	副知事、会計管理者、部	自己の旅行命令に関する	<p>が不在のときは、<u>行政デジタル推進課長</u>がその事務を代決することができる。</p> <p><u>4～10</u> 略</p> <p><u>11</u> <u>DX・スタートアップ総括監</u>が専決することができる事務について、<u>DX・スタートアップ総括監</u>が不在のときは、<u>産業政策課長</u>又は<u>DX・スタートアップ推進室長</u>がその事務を代決することができる。</p> <p><u>12</u> <u>再生可能エネルギー総括監</u>が専決することができる事務について、<u>再生可能エネルギー総括監</u>が不在のときは、<u>新エネルギー産業課長</u>がその事務を代決することができる。</p> <p><u>13・14</u> 略</p> <p><u>15</u> スポーツ総括監が専決することができる事務について、スポーツ総括監が不在のときは、当該事務を担当する課長又は室長がその事務を代決することができる。</p> <p>（課長等の代決者等）</p> <p>第12条 略</p> <p><u>2・3</u> 略</p> <p><u>4</u> 総務部に置かれた政策調整監が専決することができる事務について、当該政策調整監が不在のときは、<u>当該政策調整監</u>があらかじめ指名する<u>副課長</u>又は<u>企画主幹</u>がその事務を<u>代決することができる。</u></p> <p><u>5～11</u> 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1160 1297 2024 1390"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>事務委任先</th> <th>委任する事務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅行命令に</td> <td>副知事、会計管理者、部</td> <td>自己の旅行命令に関する</td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容	旅行命令に	副知事、会計管理者、部	自己の旅行命令に関する
事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容											
旅行命令に	副知事、会計管理者、部	自己の旅行命令に関する											
事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容											
旅行命令に	副知事、会計管理者、部	自己の旅行命令に関する											

改正前			改正後		
関する事務	長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、政策調整監、さがデザイン推進監、調整監、推進監及び出納局長	ること	関する事務	長、 <u>政策統括監</u> 、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、 <u>DX・スタートアップ総括監</u> 、 <u>再生可能エネルギー総括監</u> 、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、政策調整監、さがデザイン推進監、調整監、推進監、 <u>リーダー</u> 及び出納局長	ること
	略			略	
	政策調整監及び推進監	特定政策組織（政策調整監のうちから知事が指定する職員並びに当該職員が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。）に所属する職員の旅行命		政策調整監、 <u>推進監及びリーダー</u>	特定政策組織（政策調整監のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、 <u>政策調整監のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者</u>

改正前			改正後		
		令に関すること			<u>からなる組織、推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びにリーダー及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。）</u> に所属する職員の旅行命令に関すること
時間外勤務の命令に関する事務	略	特定政策組織に所属する職員の時間外勤務の命令に関すること	時間外勤務の命令に関する事務	略	特定政策組織に所属する職員の時間外勤務の命令に関すること
年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、政策調整監、さがデザイン推進監、調整監、推進監及び出納局長	自己の年次休暇等の処理に関すること	年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、会計管理者、部長、 <u>政策統括監</u> 、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、 <u>DX・スタートアップ総括監</u> 、 <u>再生可能エネルギー総括監</u> 、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、政策調整監、さがデザイン推進監、調整監、推進監、 <u>リーダー</u> 及び出	自己の年次休暇等の処理に関すること

改正前			改正後		
	略		納局長		
	政策調整監及び推進監	特定政策組織に所属する職員の年次休暇等の処理に関すること	略		
	政策調整監及び推進監	特定政策組織に所属する職員の年次休暇等の処理に関すること	政策調整監、推進監及びリーダー		特定政策組織に所属する職員の年次休暇等の処理に関すること
週休日の振替に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、政策調整監、さがデザイン推進監、調整監、推進監及び出納局長	自己の週休日の振替に関すること	週休日の振替に関する事務	会計管理者、部長、政策統括監、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、DX・スタートアップ総括監、再生可能エネルギー総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、政策調整監、さがデザイン推進監、調整監、推進監、リーダー及び出納局長	自己の週休日の振替に関すること
	略		略		
	政策調整監及び推進監	特定政策組織に所属する職員の週休日の振替に関すること	政策調整監、推進監及びリーダー		特定政策組織に所属する職員の週休日の振替に関すること
時間外勤務代休時間の指定に関する	略		時間外勤務代休時間の指定に関する	略	
	政策調整監及び推進監	特定政策組織に所属する職員の時間外勤務代	政策調整監、推進監及びリーダー		特定政策組織に所属する職員の時間外勤務代

改正前			改正後		
る事務		休時間の指定に関する こと	る事務		休時間の指定に関する こと
休日の代休日の指定に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、政策調整監、さがデザイン推進監、調整監、推進監及び出納局長	自己の休日の代休日の指定に関すること	休日の代休日の指定に関する事務	会計管理者、部長、 <u>政策統括監</u> 、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、 <u>DX・スタートアップ総括監</u> 、 <u>再生可能エネルギー総括監</u> 、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、政策調整監、さがデザイン推進監、調整監、推進監、 <u>リーダー</u> 及び出納局長	自己の休日の代休日の指定に関すること
	略			略	
	政策調整監及び推進監	特定政策組織に所属する職員の休日の代休日の指定に関すること		政策調整監、 <u>推進監及びリーダー</u>	特定政策組織に所属する職員の休日の代休日の指定に関すること
宿日直勤務の命令に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、政	自己の宿日直勤務の命令に関すること	宿日直勤務の命令に関する事務	会計管理者、部長、 <u>政策統括監</u> 、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、 <u>DX・スタートアップ総括監</u> 、	自己の宿日直勤務の命令に関すること

改正前		改正後	
	策調整監、さがデザイン推進監、調整監、推進監及び出納局長		再生可能エネルギー総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、政策調整監、さがデザイン推進監、調整監、推進監、 <u>リーダー</u> 及び出納局長
	略		略
	政策調整監及び推進監		政策調整監、 <u>推進監</u> 及び <u>リーダー</u>
	特定政策組織に所属する職員の宿日直勤務の命令に関すること		特定政策組織に所属する職員の宿日直勤務の命令に関すること

別表第3 (第4条、第5条関係)

所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務
	略			
人事課	補職の任免に関する事務			統計主事、 <u>麻薬取締員</u> 、 <u>農業改良普及員</u> 等の職を任免すること
	略			
市町支援課	市町その他地方公共団体の行財政一般に関する	1 略 2 市町の廃置分合及び境界	略	

別表第3 (第4条、第5条関係)

所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務
	略			
人事課	補職の任免に関する事務			補職を任免すること
	略			
市町支援課	市町その他地方公共団体の行財政一般に関する	1 略 2 市町の廃置分合及び境界	略	

改正前				改正後			
	る事務	変更の処 分に <u>関す</u> こと 3 略			る事務	変更の処 分に <u>関す</u> <u>ること</u> 3 略	
略				略			
<u>情報</u> 課	地域情報化 に係る施策 の企画、調 整及び推進 に関する事 務	略		<u>行政</u> <u>デジ</u> <u>タル</u> <u>推進</u> 課	地域情報化 に係る施策 の企画、調 整及び推進 に関する事 務	略	
<u>情報</u> 課	行政情報化 に係る施策 の企画、調 整及び推進 に関する事 務	略		<u>行政</u> <u>デジ</u> <u>タル</u> <u>推進</u> 課	行政情報化 に係る施策 の企画、調 整及び推進 に関する事 務	略	
<u>情報</u> 課	先進的な情 報通信技術 を活用した 施策に <u>関す</u> ること	略		<u>行政</u> <u>デジ</u> <u>タル</u> <u>推進</u> 課	先進的な情 報通信技術 を活用した 施策に <u>関す</u> ること	略	
略				略			
文化 課	佐賀県立宇 宙科学館に 関する事務	略		文化 課	佐賀県立宇 宙科学館に 関する事務	略	

改正前				改正後				
				観光課	<u>観光施策に関する事務</u>		<u>観光施策に係る実施方針及び実施計画に関すること</u>	<u>観光施策の実施に関すること</u>
				観光課	<u>通訳案内業に関する事務</u>			<u>通訳案内業の免許、免許の取消し及び営業停止処分に関すること</u>
				観光課	<u>旅行業法に関する事務</u>			1 <u>法に基づく登録、登録の取消し及び業務停止処分に関すること</u> 2 <u>法に基づく報告及び届出に関すること</u>
				観光課	<u>観光宣伝に関する事務</u>			<u>観光宣伝に関する事務を処理すること</u>
				観光課	<u>総合保養地域整備法に基づくリゾート構想到に関する</u>	<u>法に基づくリゾート構想到の基本方針に関する</u>	1 <u>法に基づくリゾート構想到に係る施</u>	

改正前				改正後				
					関する事務	こと	策の企画 に関する こと 2 法に基 づくリゾ ート構想 に係る事 務を処理 すること	
				観光 課	観光統計に 関する事務		国際観光統 計に関する 事務を処理 すること	
				S A G A 2 0 2 4 ・ S S P 推進 局	国民スポー ツ大会及び 全国障害者 スポーツ大 会(以下「S A G A 2 0 2 4」とい う。)の運営 の総合調整 に関する事 務		S A G A 2 0 2 4の運営の 総合調整に関 する事務を処 理すること	
				S A G A 2 0	S A G A 2 0 2 4の式 典に関する			S A G A 2 0 2 4の式典に 関する事務を

改正前				改正後			
				<u>24</u> <u>・S</u> <u>SP</u> <u>推進</u> <u>局</u>	事務		処理すること
				<u>SA</u> <u>GA</u> <u>20</u> <u>24</u> <u>・S</u> <u>SP</u> <u>推進</u> <u>局</u>	<u>SAGA2</u> <u>024の企</u> <u>画に関する</u> <u>事務</u>		<u>SAGA20</u> <u>24の企画に</u> <u>関する事務を</u> <u>処理すること</u>
				<u>SA</u> <u>GA</u> <u>20</u> <u>24</u> <u>・S</u> <u>SP</u> <u>推進</u> <u>局</u>	<u>SAGA2</u> <u>024の広</u> <u>報、県民運</u> <u>動、募金及</u> <u>び企業協賛</u> <u>に関する事</u> <u>務</u>		<u>SAGA20</u> <u>24の広報、</u> <u>県民運動、募</u> <u>金及び企業協</u> <u>賛に関する事</u> <u>務を処理する</u> <u>こと</u>
				<u>SA</u> <u>GA</u> <u>20</u> <u>24</u> <u>・S</u> <u>SP</u>	<u>SAGA2</u> <u>024の競</u> <u>技会等の運</u> <u>営に関する</u> <u>事務</u>		<u>SAGA20</u> <u>24の競技会</u> <u>等の運営に関</u> <u>する事務を処</u> <u>理すること</u>

改正前			改正後					
				推進局				
				<u>S A G A 2 0 2 4</u> ・S S P 推進局	<u>S A G A 2 0 2 4</u> の施設に関する事務			<u>S A G A 2 0 2 4</u> の施設に関する事務を処理すること
				<u>S A G A 2 0 2 4</u> ・S S P 推進局	<u>S A G A 2 0 2 4</u> の輸送、交通、宿泊、医事、衛生、警備及び消防に関する事務			<u>S A G A 2 0 2 4</u> の輸送、交通、宿泊、医事、衛生、警備及び消防に関する事務を処理すること
スポーツ課	スポーツに係る施策の総合調整に関する事務	略	スポーツ課	スポーツに係る施策の総合調整に関する事務	略			
略			略					
S A G A サンライ	スポーツ施設の整備等に関する事務	略	S A G A サンライ	スポーツ施設の整備等に関する事務	略			

改正前					改正後				
ズパーク整備推進課					ズパーク整備推進課				
<u>SAGA2024</u> 総務企画課	国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会(以下「SAGA2024」という。)の総合的な企画及び調整に関する事務			SAGA2024の総合的な企画及び調整に関する事務を処理すること					
<u>SAGA2024</u> 総務企画課	SAGA2024の広報、県民運動、募金及び企業協賛に関する事務			SAGA2024の広報、県民運動、募金及び企業協賛に関する事務を処理すること					
<u>SAGA2024</u>	全国障害者スポーツ大会の競技会等の運営に			全国障害者スポーツ大会の競技会等の運営に関する事					

改正前					改正後				
総務 企画 課	関する事務			務を処理する こと					
S A G A 2 0 2 4 競技 式典 課	国民スポー ツ大会の競 技会等の運 営に関する 事務			国民スポーツ 大会の競技会 等の運営に関 する事務を処 理すること					
S A G A 2 0 2 4 競技 式典 課	S A G A 2 0 2 4 の式 典に関する 事務			S A G A 2 0 2 4 の式典に 関する事務を 処理すること					
S A G A 2 0 2 4 施設 調整 課	S A G A 2 0 2 4 の施 設に関する 事務			S A G A 2 0 2 4 の施設に 関する事務を 処理すること					
S A G A 2 0	S A G A 2 0 2 4 の輸 送、交通、宿			S A G A 2 0 2 4 の輸送、 交通、宿泊、医					

改正前					改正後					
24	施設調整課	泊、医事、衛生、警備及び消防に関する事務			事、衛生、警備及び消防に関する事務を処理すること					
	観光課	観光施策に関する事務		観光施策に係る実施方針及び実施計画に関すること	観光施策の実施に関すること					
	観光課	通訳案内業に関する事務			通訳案内業の免許、免許の取消し及び営業停止処分に関すること					
	観光課	旅行業法に関する事務			1 法に基づく登録、登録の取消し及び業務停止処分に関すること 2 法に基づく報告及び届出に関すること					
	観光課	観光宣伝に関する事務			観光宣伝に関する事務を処理すること					

改正前				改正後			
観光課	総合保養地域整備法に基づくリゾート構想到に関する事務	法に基づくリゾート構想の基本方針に関すること	1 法に基づくリゾート構想到に係る施策の企画に関すること 2 法に基づくリゾート構想到に係る事務を処理すること				
観光課	観光統計に関する事務		国際観光統計に関する事務を処理すること				
県民協働課	特定非営利活動法人に関する事務	略		県民協働課	特定非営利活動法人に関する事務	略	
略				略			
循環型社会推進課	佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に	略		循環型社会推進課	佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に	略	

改正前		改正後			
関する条例 に関する事 務					
	健康 福祉 政策 課	保健医療調 整本部に関 する事務		保健医療調 整本部の設 置及び廃止 に関するこ と	保健医療調整 本部に関する 事務を処理す ること
	健康 福祉 政策 課	県民の健康 増進及び生 活習慣病の 予防に関す る事務		健康増進対 策の実施計 画に関する こと	1 健康増進 対策の実施 及び指導に 関すること 2 生活習慣 病予防事業 の実施に関 すること
健康 福祉 政策 課	感染症の発 生の予防及 び感染症の 患者に対す る医療に関 する事務		1 感染症 のまん延 を防止す るための 建物に係 る措置及 び交通の 制限又は 遮断に関 すること 2 第1種	1 感染症に 関する厚生 労働大臣へ の報告に関 すること 2 感染症発 生動向調査 における指 定届出機関 及び指定提 出機関の指	

改正前				改正後			
						<u>感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関の指定及び指定取消しに関すること</u> <u>3 感染症の予防のための施策の実施計画に関すること</u>	<u>定及びその取消しに関すること</u> <u>3 厚生労働大臣に対し感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の協力を求めること</u> <u>4 感染症の予防のための情報の公表に関すること</u> <u>5 結核指定医療機関の指定及び指定の取消しに関すること</u> <u>6 第1種感染症指定医療機関、第2種感染症指定医療機関及び結核</u>

改正前				改正後			
							<u>指定医療機関の指導に関すること</u> <u>7 感染症患者の医療に要する診療報酬の審査、支払、報告の請求及び検査に関すること</u> <u>8 感染症の診査に関する協議会の運営規程の承認に関すること</u> <u>9 感染症の診査に関する協議会委員の任免に関すること</u> <u>10 新感染症に係る厚生労働大臣との連携に関すること</u>
				健康	予防接種に		予防接種の計

改正前				改正後			
				福祉 政策 課	関する事務		画及び実施に 関すること
				健康 福祉 政策 課	ハンセン病 療養所入所 者等及びそ の親族に関 する事務		らい予防法の 廃止に関する 法律に基づく 親族の援護に 関すること
				健康 福祉 政策 課	歯科保健に 関する事務		歯科保健対策 の実施に関す ること
				健康 福祉 政策 課	原子爆弾被 爆者の援護 に関する事 務		1 原子爆弾 被爆者健康 手帳の交付 の可否に関 すること 2 原子爆弾 被爆者の指 定医療機関 の指定に関 すること 3 原子爆弾 被爆者の一 般疾病医療 機関の指定 に関するこ

改正前				改正後			
							と
							4 原子爆弾
							被爆者に対
							する諸手当
							の支給認定
							に関するこ
							と
							5 原子爆弾
							被爆者の健
							康診断の委
							託契約に関
							すること
							6 原子爆弾
							被爆者に係
							る諸手当の
							支給に関す
							ること
							7 原子爆弾
							被爆者の諸
							手当受給権
							者の死亡及
							び失権の届
							出並びに氏
							名及び居住
							地の変更の
							届出の受理
							に関するこ
							と

改正前				改正後			
							8 原子爆弾被爆者の諸手当証書の再交付に関するすること
				健康福祉政策課	管理栄養士、栄養士及び調理師に関する事務		1 管理栄養士、栄養士及び調理師の養成施設に関すること 2 調理師及び栄養士の免許及び免許の取消し並びに栄養士の名称使用停止に関すること 3 調理師試験の実施に関すること
				健康福祉政策課	栄養改善及び指導に関する事務		1 特定給食施設の調査指導に関すること 2 管理栄養

改正前				改正後			
							<u>士を置かな ければなら ない特定給 食施設の指 定に関する こと</u> <u>3 食品の誇 大表示に関 する勧告・ 命令に関す ること</u> <u>4 食品表示 基準違反の 公表に関す ること（保 健に関する ものに限 る。）</u>
				健康 福祉 政策 課	受動喫煙対 策に関する 事務		<u>1 受動喫煙 対策違反の 公表に関す ること</u> <u>2 受動喫煙 対策違反に 対する過料 処分に関す ること</u>

改正前				改正後			
				健康 福祉 政策 課	<u>難病対策に 関する事務</u>		<u>1 指定難病 に関するこ と</u> <u>2 特定疾患 に関するこ と</u>
				健康 福祉 政策 課	<u>がんその他 の疾病対策 に関する事 務</u>		<u>1 がん対策 事業の実施 に関するこ と</u> <u>2 アレルギー 疾患対策 事業の実施 に関するこ と</u> <u>3 循環器病 対策事業の 実施に関す ること</u> <u>4 その他の 疾病対策事 業の実施に 関すること</u>
				健康 福祉 政策 課	<u>臓器移植及 び骨髄移植 に関する事 務</u>		<u>臓器移植及び 骨髄移植の推 進に関するこ と</u>

改正前				改正後			
福祉課	社会福祉統計調査に関する事務			社会福祉統計調査の実施及び報告に関すること			
福祉課	民生委員に関する事務			1 民生委員の推薦に関すること 2 民生委員協議会の区域決定に関すること			
福祉課	社会福祉法人及び社会福祉施設に関する事務		1 知事の所轄に係る社会福祉法人（以下この項において「知事所轄社会福祉法人」という。）の設立、合併及び解散の認可をすること 2 社会福	1 知事所轄社会福祉法人の仮理事の選任に関すること 2 知事所轄社会福祉法人からの届出及び報告の受理並びにその運営指導検査に関すること 3 知事所轄社会福祉法人の定款変			

改正前				改正後			
			<u>社事業を</u> <u>経営する</u> <u>社会福祉</u> <u>施設の設</u> <u>置認可及</u> <u>び設置認</u> <u>可の取消</u> <u>し並びに</u> <u>認可に係</u> <u>る施設の</u> <u>事業の制</u> <u>限、停止</u> <u>その他の</u> <u>行政処分</u> <u>に関する</u> <u>こと</u> <u>3 知事所</u> <u>轄社会福</u> <u>祉法人に</u> <u>対し、運</u> <u>営等に関</u> <u>する措</u> <u>置、業務</u> <u>の全部又</u> <u>は一部の</u> <u>停止及び</u> <u>解散を命</u> <u>じ、並び</u>	<u>更の認可を</u> <u>すること</u> <u>4 知事所轄</u> <u>社会福祉法</u> <u>人の社会福</u> <u>祉充実計画</u> <u>の承認、変</u> <u>更の承認及</u> <u>び終了の承</u> <u>認に関する</u> <u>こと</u>			

改正前					改正後				
				<u>に役員の 解職を勸 告するこ と</u> 4 <u>知事所 轄社会福 祉法人が 行う公益 事業及び 収益事業 の停止を 命ずるこ と</u>					
福祉 課	<u>共同募金に 関する事務</u>			<u>共同募金会 の設立を認 可し、及び 解散を命ず ること</u>			<u>共同募金会 の指導に関 すること</u>		
福祉 課	<u>社会福祉協 議会に関す る事務</u>						<u>社会福祉協議 会の指導に 関すること</u>		
福祉 課	<u>生活福祉資 金貸付事業 に関する事 務</u>						<u>生活福祉資金 貸付事業の 指導及び監 督に関す ること</u>		
福祉 課	<u>地域福祉事 業に関する</u>						<u>地域福祉事業 の実施に関 する</u>		

改正前					改正後				
		<u>事務</u>			<u>ること</u>				
<u>福祉課</u>		<u>生活保護に関する事務</u>			<u>1 生活保護法の運用方針に関すること</u> <u>2 法の運用指導及び法施行事務の監査に関すること</u> <u>3 市に対する生活保護費国庫負担金に関すること</u> <u>4 法等に基づく診療報酬の審査及び支払い事務に関すること</u> <u>5 医療扶助の診療報酬及び介護扶助の介護報酬を審査決定すること</u>				

改正前				改正後			
福祉課	生活保護指定医療機関及び生活保護指定介護機関に関する事務		<p>1 生活保護医療機関及び生活保護介護機関の指定の取消しに関すること</p> <p>2 生活保護指定医療機関及び生活保護指定介護機関に対する立入検査の方針を決定すること</p>	<p>1 生活保護医療機関及び生活保護介護機関の指定に関すること</p> <p>2 生活保護指定医療機関及び生活保護指定介護機関を立入検査し、及び報告を聴取すること</p>			
福祉課	生活困窮者に対する自立の支援に関する事務			生活困窮者の自立の支援に関する事業の実施に関すること			
福祉課	行旅病人、行旅死亡人等に関する			行旅病人、行旅死亡人等に係る費用負担			

改正前					改正後				
	事務			等に関する こと					
福祉 課	未帰還者等 の調査及び 留守家族等 の援護に関 する事務			未帰還者に係 る調査及び諸 給付金に関す ること					
福祉 課	未帰還者の 死亡処理等 に関する事 務			1 未帰還者 に関する特 別措置法に 基づく戦時 死亡宣告の 審判申立て 及び戦時死 亡宣告の処 理に関する こと 2 未帰還者 の死亡公報 に関するこ と 3 未帰還者 に関する特 別措置法に 基づく戦時 死亡宣告を 受けた者の					

改正前					改正後				
				遺族に対する弔慰料に関すること 4 未帰還者の死亡認定の請求に関すること					
福祉課	旧軍人、旧軍属及びその遺族の恩給に関する事務			1 旧軍人、旧軍属及びその遺族の恩給請求書の進達に関すること 2 旧軍人及び旧軍属の身分等の調査に関すること					
福祉課	戦傷病者等の援護に関する事務			1 戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金及び障害一時金の請求書の進達に関すること					

改正前					改正後				
				<p>2 戦傷病者 戦没者遺族 等援護法に 基づく障害 年金及び障 害一時金に 係る審査請 求の進達に 関すること</p> <p>3 戦傷病者 特別援護法 に基づく戦 傷病者手帳 の交付及び 諸給付等に 関すること</p> <p>4 戦傷病者 特別援護法 に基づく処 分に係る審 査請求の進 達に関する こと</p> <p>5 戦傷病者 特別援護法 に係る指定 医療機関に 関すること</p>					

改正前					改正後				
				<p>6 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の裁定及び特別買上償還に関すること</p> <p>7 戦傷病者等の妻に対する特別給付金に係る審査請求の進達に関すること</p> <p>8 戦傷病者相談員の推薦に関すること</p>					
福祉課	戦没者遺族等の援護に関する事務			<p>1 戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金、遺族給与金及び弔慰金の請求書の進達に関すること</p> <p>2 戦傷病者</p>					

改正前					改正後				
				<p>戦没者遺族等援護法に基づく遺族年金、遺族給与金及び弔慰金に係る審査請求の進達に関すること</p> <p>3 戦没者の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金の裁定及び特別買上償還に関すること</p> <p>4 戦没者の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金に係る審査請求の進達に関すること</p> <p>5 戦没者等の遺族に対</p>					

改正前					改正後				
				する特別弔 慰金の裁定 及び特別買 上償還に関 すること 6 戦没者等 の遺族に対 する特別弔 慰金に係る 審査請求の 進達に関す ること 7 戦没者遺 族相談員の 推薦に関す ること 8 戦没者の 身分等の調 査事務に関 すること					
福祉 課	旧軍人及び 旧軍属の履 歴に関する 事務			旧陸軍の軍人 及び旧軍属の 軍歴証明書を 交付すること					
福祉 課	旧軍人、旧 軍属等の叙 位及び叙勲			旧軍人、旧軍 属等に対する 叙位及び叙勲					

改正前					改正後					
		<u>に関する事務</u>								
	福祉課	<u>引揚者等の援護に関する事務</u>			<u>の調査及び進達に関すること</u>					
					1 未引揚者の調査及び引揚者の援護に関すること					
					2 身元引受人の推薦に関すること					
					3 自立指導員及び自立支援通訳の選任に関すること					
					4 引揚者特別交付金の認定に関すること					
					5 引揚者給付金の認定に関すること					
	福祉課	<u>その他の援護に関する事務</u>			1 旧軍人、旧軍属、旧準軍属及び					

改正前					改正後				
				未帰還者であつた者の遺族調査及び遺骨慰留品の伝達に関すること <u>2 戦没者の慰霊に関すること</u> <u>3 戦没者の遺族、引揚者等に対する法外援護事務に関すること</u> <u>4 援護団体及び援護事業功労者表彰に関すること</u>					
福祉課	社会福祉法人の指導監査に関する事務		<u>1 社会福祉法人指導監査に係る指導監査方針を制定すること</u> <u>2 社会福</u>	<u>1 監査会議及び連絡調整会議を開催すること</u> <u>2 社会福祉法人等審査会を開催すること</u>					

改正前				改正後			
			<u>社法人監 査要綱等 の制定及 び改廃に 関すること</u>	<u>3 社会福祉 法人の指導 監査に關す ること</u>			
<u>長寿 社会 課</u>	<u>社会福祉統 計調査に關 する事務</u>			<u>社会福祉統計 調査の計画及 び実施に關す ること</u>			
<u>長寿 社会 課</u>	<u>社会福祉施 設及び社会 福祉法人に 關する事務</u>		<u>1 知事の 所轄に係 る社会福 祉法人 (以下こ の項にお いて「知 事所轄社 会福祉法 人」とい う。)の設 立、合併 及び解散 の認可を すること</u> <u>2 社会福 祉事業を</u>	<u>1 社会福祉 事業を經營 する社会福 祉施設及び 知事所轄社 会福祉法人 からの届出 及び報告の 受理並びに その運営指 導検査に關 すること</u> <u>2 知事所轄 社会福祉法 人の定款変 更の認可を すること</u>			

改正前					改正後				
				<p>経営する社会福祉施設の設置認可及び設置認可の取消し並びに認可に係る施設の事業の制限、停止その他の行政処分に関すること</p> <p>3 知事所轄社会福祉法人に対し、運営等に対する措置、業務の全部又は一部の停止及び解散を命じ、並びに役員</p>	<p>3 知事所轄社会福祉法人の仮理事の選任に関すること</p> <p>4 知事所轄社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認、変更の承認及び終了の承認に関すること</p>				

改正前					改正後				
				<u>解散を勧告すること</u> <u>4 知事所轄社会福祉法人が行う公益事業及び収益事業の停止を命ずること</u>					
<u>長寿社会課</u>	<u>老人福祉法及び介護保険法の運用指導及び監査に関する事務</u>			<u>1 老人福祉法及び介護保険法の運用指導方針に関すること</u> <u>2 老人福祉法及び介護保険法の運用指導並びに法施行事務の監査に関すること</u>					
<u>長寿社会</u>	<u>社会福祉事業資金借入</u>			<u>社会福祉事業資金借入申込</u>					

改正前				改正後			
課	<u>金申込みに関する事務</u>			<u>みを審査し、及び意見を付すること</u>			
長寿社会課	<u>老人クラブ等の指導に関する事務</u>			<u>老人クラブ等の指導に関する事務を処理すること</u>			
長寿社会課	<u>老人福祉法に基づく届出及び報告に関する事務</u>			<u>法に基づく届出及び報告の受理に関すること</u>			
長寿社会課	<u>高齢者住宅整備資金貸付金の徴収に関する事務</u>			<u>高齢者住宅整備資金貸付金の徴収に関すること</u>			
長寿社会課	<u>介護保険法に関する事務</u>		<u>法に係る施設の指定、許可並びに指定及び許可の取消しに関すること</u>	<u>1 法に係る事業者の指定及び指定の取消しに関すること</u> <u>2 法に基づく届出及び報告の受理に関すること</u>			

改正前				改正後			
障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の運用指導及び監査に関する事務		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の運用指導方針に関すること	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の運用指導並びに法施行事務の監査に関すること			
障害福祉課	社会福祉施設及び社会福祉法人に関する事務		1 知事所轄に係る社会福祉法人（以下この項において「知事所轄社会福祉法人」という。）の設立、合併及び解散	1 社会福祉事業を営む社会福祉施設及び知事所轄社会福祉法人からの届出及び報告の受理並びにその運営指導検査に関すること 2 知事所轄			

改正前				改正後			
			<u>の認可を すること</u> <u>2 社会福 祉事業を 経営する</u> <u>社会福祉 施設の設 置認可及 び設置認 可の取消 し並びに</u> <u>認可に係 る施設の 事業の制 限、停止 その他の 行政処分 に関する こと</u> <u>3 知事所 轄社会福 祉法人に対 し、運営等 に対する 措置、業務 の全部又 は一部の 停止及び</u>				<u>社会福祉法 人の定款変 更の認可を すること</u> <u>3 知事所轄 社会福祉法 人の仮理事 の選任に関 すること</u> <u>4 知事所轄 社会福祉法 人の社会福 祉充実計画 の承認、変 更の承認及 び終了の承 認に関する こと</u>

改正前					改正後				
			解散を命 じ、並び に役員 の解散 を勸告 すること						
			4 知事所 轄社会福 祉法人が 行う公益 事業及び 収益事業 の停止を 命ずること						
障害 福祉 課	社会福祉統 計調査に 関する 事務			社会福祉統 計調査の 計画及び 実施に 関すること					
障害 福祉 課	障害者の 日常生活 及び社会 生活を 総合的に 支援する ための 法律及び 児童福祉 法に係る 事業		障害者の 日常生活 及び社会 生活を 総合的に 支援する ための 法律及び 児童福祉 法に係る 施設	障害者の 日常生活 及び社会 生活を 総合的に 支援する ための 法律に係 る事業者 の指定 及び指定 の取消し に 関す					

改正前				改正後			
	<u>者及び施設の指定等に関する事務</u>		<u>の指定及び指定の取消しに関すること</u>	ること			
障害福祉課	<u>身体障害者福祉法に基づく医師の指定等に関する事務</u>			<u>法に基づく医師の指定及び指定の取消しに関すること</u>			
障害福祉課	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく届出及び報告に関する事務</u>			<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく届出及び報告の受理に関すること</u>			
障害福祉課	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支</u>			<u>1 自立支援医療機関の指定及び指定の取消し</u>			

改正前					改正後										
		援するため の法律に係 る自立支援 医療機関に 関する事務													
				に 関するこ と 2 指定自立 支援医療機 関を立入検 査し、及び 報告を聴取 すること 3 精神通院 医療費の負 担に関する こと											
障害 福祉 課		社会福祉施 設職員退職 手当共済法 の普及指導 に関する事 務			法の普及指導 に関する事務 を処理するこ と										
障害 福祉 課		特別児童扶 養手当の認 定に関する 事務			特別児童扶養 手当の認定に 関すること										
障害 福祉 課		心身障害者 扶養共済の 加入、承認 の通知及び 掛金徴収並			心身障害者扶 養共済の加 入、承認の通 知及び掛金徴 収並びに保険										

改正前				改正後			
	<u>びに保険金の交付に関する事務</u>			<u>金の交付に関すること</u>			
<u>障害福祉課</u>	<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する事務</u>			<u>1 精神保健福祉審議会に関すること</u> <u>2 精神保健指定医に関すること</u> <u>3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神科病院を指定し、又は指定を解除すること</u> <u>4 精神障害者又はその疑いのある者の精神診察に関すること</u> <u>5 法第29条に規定する措置入院に</u>			

改正前					改正後				
				関すること <u>6 措置入院者の入院費用の徴収に</u> 関すること <u>7 精神科病院の</u> <u>実地指導及び病状</u> <u>実地審査の</u> <u>実施計画に</u> 関すること <u>8 法第38条</u> <u>の6の規定</u> <u>による報告</u> <u>徴収、立入</u> <u>検査等に</u> <u>関</u> <u>すること</u> <u>9 法第38条</u> <u>の7の規定</u> <u>により精神</u> <u>科病院の管</u> <u>理者に対し</u> <u>入院患者の</u> <u>退院を命</u> <u>じ、又は処</u> <u>遇改善を命</u> <u>ずること</u> <u>10 精神保健</u>					

改正前					改正後				
				福祉士の養成施設に 関すること					
障害 福祉 課	発達障害者 支援法に基 づく発達障 害者支援セ ンターに関 する事務			1 発達障害 者支援セン ターの指定 及び指定の 取消しに関 すること 2 発達障害 者支援セン ターの指導 等に関する こと					
障害 福祉 課	高次脳機能 障害者の福 祉に関する 事務			高次脳機能障 害者支援拠点 機関の指定に 関すること					
障害 福祉 課	障害者の雇 用の促進等 に関する法 律に基づく 障害者就 業・生活支 援センター に関する事 務			1 障害者就 業・生活支 援センター の指定及び 指定の取消 しに関する こと 2 障害者就 業・生活支					

改正前					改正後				
				援センターの指導等に関すること					
障害福祉課	障害者の就労支援に関する事務			障害者の就労支援に関する事務を処理すること					
障害福祉課	地域生活定着支援センターに関する事務			地域生活定着支援センターの管理及び運営に関すること					
医務課	医療法に関する事務	略			医務課	医療法に関する事務	略		
略					略				
国民健康保険課	保険医療機関等の指導等に関する事務			1～3 略	国民健康保険課	保険医療機関等の指導等に関する事務			1～3 略 4 はり師、 きゅう師及びあん摩マッサージ師の施術に係る療養費の指導、検査等に関すること
健康増進	県民の健康増進及び生		健康増進対策の実施計	1 健康増進対策の実施					

改正前				改正後			
課	<u>活習慣病の 予防に関する 事務</u>		<u>画に関する こと</u>	<u>及び指導に 関すること</u> 2 <u>生活習慣 病予防事業 の実施に関 すること</u>			
健康 増進 課	<u>感染症の発 生の予防及 び感染症の 患者に対す る医療に関 する事務</u>		1 <u>感染症 のまん延 を防止す るための 建物に係 る措置及 び交通の 制限又は 遮断に関 すること</u> 2 <u>第1種 感染症指 定医療機 関及び第 2種感染 症指定医 療機関の 指定及び 指定取消 しに関す ること</u> 3 <u>感染症</u>	1 <u>感染症に 関する厚生 労働大臣へ の報告に関 すること</u> 2 <u>感染症発 生動向調査 における指 定届出機関 及び指定提 出機関の指 定及びその 取消しに関 すること</u> 3 <u>厚生労働 大臣に対し 感染症試験 研究等機関 の職員の派 遣その他の 協力を求め ること</u>			

改正前					改正後				
				<u>の予防の ための施 策の実施 計画に関 すること</u>	<u>4 感染症の 予防のため の情報の公 表に関する こと</u>				
					<u>5 結核指定 医療機関の 指定及び指 定の取消し に関するこ と</u>				
					<u>6 第1種感 染症指定医 療機関、第 2種感染症 指定医療機 関及び結核 指定医療機 関の指導に 関すること</u>				
					<u>7 感染症患 者の医療に 要する診療 報酬の審 査、支払、報 告の請求及 び検査に関 すること</u>				

改正前					改正後				
				<u>8 感染症の診査に関する協議会の運営規程の承認に関すること</u> <u>9 感染症の診査に関する協議会委員の任免に関すること</u> <u>10 新感染症に係る厚生労働大臣との連携に関すること</u>					
健康増進課	予防接種に関する事務			予防接種の計画及び実施に関すること					
健康増進課	ハンセン病療養所入所者等及びその親族に関する事務			らい予防法の廃止に関する法律に基づく親族の援護に関すること					
健康増進課	歯科保健に関する事務			歯科保健対策の実施に関すること					

改正前				改正後								
健康 増進 課	原子爆弾被 爆者の援護 に関する事 務			1 原子爆弾 被爆者健康 手帳の交付 の可否に関 すること								
				2 原子爆弾 被爆者の指 定医療機関 の指定に関 すること								
				3 原子爆弾 被爆者の一 般疾病医療 機関の指定 に関するこ と								
				4 原子爆弾 被爆者に対 する諸手当 の支給認定 に関するこ と								
				5 原子爆弾 被爆者の健 康診断の委 託契約に関 すること								
				6 原子爆弾								

改正前					改正後				
				<u>被爆者に係る諸手当の支給に関すること</u> 7 <u>原子爆弾被爆者の諸手当受給権者の死亡及び失権の届出並びに氏名及び居住地の変更の届出の受理に関すること</u> 8 <u>原子爆弾被爆者の諸手当証書の再交付に関すること</u>					
健康増進課	管理栄養士、栄養士及び調理師に関する事務			1 <u>管理栄養士、栄養士及び調理師の養成施設に関すること</u> 2 <u>調理師及び栄養士の</u>					

改正前					改正後				
				<u>免許及び免許の取消し並びに栄養士の名称使用停止に関すること</u> <u>3 調理師試験の実施に関すること</u>					
健康増進課	<u>栄養改善及び指導に関する事務</u>			<u>1 特定給食施設の調査指導に関すること</u> <u>2 管理栄養士を置かなければならない特定給食施設の指定に関すること</u> <u>3 食品の誇大表示に関する勧告・命令に関すること</u> <u>4 食品表示基準違反の公表に関すること</u>					

改正前					改正後				
				ること（保健に関するものに限る。）					
健康増進課	受動喫煙対策に関する事務			<u>1 受動喫煙対策違反の公表に関すること</u> <u>2 受動喫煙対策違反に対する過料処分に関すること</u>					
健康増進課	難病対策に関する事務			<u>1 指定難病に関すること</u> <u>2 特定疾患に関すること</u>					
健康増進課	がんその他の疾病対策に関する事務			<u>1 がん対策事業の実施に関すること</u> <u>2 アレルギー疾患対策事業の実施に関すること</u>					

改正前					改正後				
				と 3 循環器病 対策事業の 実施に關す ること 4 その他の 疾病対策事 業の実施に 關すること					
健康 増進 課	臓器移植及 び骨髄移植 に關する事 務			臓器移植及び 骨髄移植の推 進に關するこ と					
薬務 課	医薬品、医 療機器等の 品質、有効 性及び安全 性の確保等 に關する法 律に關する 事務		1～7 略 8 指定薬 物及び指 定薬物で ある疑い がある物 品に係る 検査命 令、製造 の停止命 令、廃棄 命令その 他行政処 分に關す	1～20 略	薬務 課	医薬品、医 療機器等の 品質、有効 性及び安全 性の確保等 に關する法 律に關する 事務		1～7 略 8 指定薬 物及び指 定薬物と 同等以上 に精神毒 性を有す る蓋然性 が高い物 である疑 いがある 物品に係 る検査命 令、販売	1～20 略

改正前					改正後				
				ること					等停止命令、 <u>指定薬物に係る廃棄命令</u> その他行政処分に関すること
略					略				
薬務課	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に関する事務		略	1 法第23条に基づく立入検査等に関すること 2 略	薬務課	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に関する事務		略	1 法第24条に基づく立入検査等に関すること 2 略
略					略				
生活衛生課	その他の生活及び環境の衛生に関する事務	略			生活衛生課	その他の生活及び環境の衛生に関する事務	略		
					社会福祉課	<u>社会福祉統計調査に関する事務</u>			<u>社会福祉統計調査の実施及び報告に関すること</u>
					社会福祉課	<u>民生委員に関する事務</u>			1 <u>民生委員の推薦に関すること</u>

改正前				改正後			
							2 民生委員協議会の区域決定に関すること
				社会福祉課	社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設に関する事務	1 知事の所轄に係る社会福祉法人（以下この項において「知事所轄社会福祉法人」という。）の設立、合併及び解散の認可並びに知事の所轄に係る社会福祉連携推進法人（以下この項において「知事所轄社会福祉連	1 知事所轄社会福祉法人の一時役員の選任並びに知事所轄社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可並びに一時役員又は代表理事の選任に関すること 2 知事所轄社会福祉法人及び知事所轄社会福祉連携推進法人からの届出及び報告の受理並びにその運

改正前				改正後			
						<p>携推進法人」という。)の認定及び認定の取消しをすること</p> <p>2 社会福祉事業を経営する社会福祉施設の設置認可及び設置認可の取消し並びに認可に係る施設の事業の制限、停止その他の行政処分に関すること</p> <p>3 知事所轄社会福祉法人に対し、運</p>	<p>営指導検査に関すること</p> <p>3 知事所轄社会福祉法人の定款変更の認可並びに知事所轄社会福祉連携推進法人の定款変更の認可及び社会福祉連携推進方針変更の認定をすること</p> <p>4 知事所轄社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認、変更の承認及び終了の承認に関すること</p>

改正前				改正後			
							<p> <u>営等に関する措置、業務の全部又は一部の停止及び解散を命じ、並びに役員^の解職を勧告すること</u> <u>と</u> <u>4 知事所轄社会福祉連携推進法人に対し、運営等に関する措置、業務の全部又は一部の停止を命じ、及び役員^の解職を勧告すること</u> <u>5 知事所</u> </p>

改正前				改正後				
							<u>轄社会福祉法人が行う公益事業及び収益事業の停止を命ずること</u>	
				社会福祉課	<u>共同募金に関する事務</u>		<u>共同募金会の設立を認可し、及び解散を命ずること</u>	<u>共同募金会の指導に関すること</u>
				社会福祉課	<u>社会福祉協議会に関する事務</u>			<u>社会福祉協議会の指導に関すること</u>
				社会福祉課	<u>生活福祉資金貸付事業に関する事務</u>			<u>生活福祉資金貸付事業の指導及び監督に関すること</u>
				社会福祉課	<u>地域福祉事業に関する事務</u>			<u>地域福祉事業の実施に関すること</u>
				社会福祉課	<u>生活保護に関する事務</u>			<u>1 生活保護法の運用方針に関すること</u>

改正前				改正後				
								<u>2 法の運用 指導及び法 施行事務の 監査に關す ること</u> <u>3 市に対す る生活保護 費国庫負担 金に關する こと</u> <u>4 法等に基 づく診療報 酬の審査及 び支払い事 務に關する こと</u> <u>5 医療扶助 の診療報酬 及び介護扶 助の介護報 酬を審査決 定すること</u>
				<u>社会 福祉 課</u>	<u>生活保護指 定医療機関 及び生活保 護指定介護 機関に關す る事務</u>		<u>1 生活保 護医療機 関及び生 活保護介 護機関の 指定の取</u>	<u>1 生活保護 医療機関及 び生活保護 介護機関の 指定に關す ること</u>

改正前				改正後			
						<u>消しに関する</u> <u>こと</u> <u>2 生活保</u> <u>護指定医</u> <u>療機関及</u> <u>び生活保</u> <u>護指定介</u> <u>護機関に</u> <u>対する立</u> <u>入検査の</u> <u>方針を決</u> <u>定するこ</u> <u>と</u>	<u>2 生活保護</u> <u>指定医療機</u> <u>関及び生活</u> <u>保護指定介</u> <u>護機関を立</u> <u>入検査し、</u> <u>及び報告を</u> <u>聴取するこ</u> <u>と</u>
				社会 福祉 課	生活困窮者 に対する自 立の支援に 関する事務		生活困窮者の 自立の支援に 関する事業の 実施に関する こと
				社会 福祉 課	行旅病人、 行旅死亡人 等に関する 事務		行旅病人、行 旅死亡人等に 係る費用負担 等に関するこ と
				社会 福祉 課	未帰還者等 の調査及び 留守家族等 の援護に関		未帰還者に係 る調査及び諸 給付金に関す ること

改正前				改正後				
					<p>する事務</p> <p>社会 福祉 課</p> <p>未帰還者の 死亡処理等 に関する事 務</p>			<p>1 未帰還者 に関する特 別措置法に 基づく戦時 死亡宣告の 審判申立て 及び戦時死 亡宣告の処 理に関する こと</p> <p>2 未帰還者 の死亡公報 に関するこ と</p> <p>3 未帰還者 に関する特 別措置法に 基づく戦時 死亡宣告を 受けた者の 遺族に対す る弔慰料に 関すること</p> <p>4 未帰還者 の死亡認定 の請求に関 すること</p>

改正前				改正後			
				社会 福祉 課	旧軍人、旧 軍属及びそ の遺族の恩 給に関する 事務		<p>1 旧軍人、 旧軍属及び その遺族の 恩給請求書 の進達に関 すること</p> <p>2 旧軍人及 び旧軍属の 身分等の調 査に関する こと</p>
				社会 福祉 課	戦傷病者等 の援護に関 する事務		<p>1 戦傷病者 戦没者遺族 等援護法に よる障害年 金及び障害 一時金の請 求書の進達 に関するこ と</p> <p>2 戦傷病者 戦没者遺族 等援護法に 基づく障害 年金及び障 害一時金に 係る審査請</p>

改正前				改正後			
							<u>求の進達に 関すること</u> <u>3 戦傷病者 特別援護法 に基づく戦 傷病者手帳 の交付及び 諸給付等に 関すること</u> <u>4 戦傷病者 特別援護法 に基づく処 分に係る審 査請求の進 達に関する こと</u> <u>5 戦傷病者 特別援護法 に係る指定 医療機関に 関すること</u> <u>6 戦傷病者 等の妻に対 する特別給 付金の裁定 及び特別買 上償還に関 すること</u>

改正前				改正後			
							<p>7 <u>戦傷病者等の妻に対する特別給付金に係る審査請求の進達に関すること</u></p> <p>8 <u>戦傷病者相談員の推薦に関すること</u></p>
				<p><u>社会福祉課</u></p>	<p><u>戦没者遺族等の援護に関する事務</u></p>		<p>1 <u>戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金、遺族給与金及び弔慰金の請求書の進達に関すること</u></p> <p>2 <u>戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族年金、遺族給与金及び弔慰金に係る審査請求</u></p>

改正前				改正後			
							<u>の進達に関する</u> <u>こと</u> <u>3 戦没者の</u> <u>妻及び戦没者の</u> <u>父母等に対する特</u> <u>別給付金の</u> <u>裁定及び特</u> <u>別買上償還</u> <u>に関するこ</u> <u>と</u> <u>4 戦没者の</u> <u>妻及び戦没者の</u> <u>父母等に対する特</u> <u>別給付金に</u> <u>係る審査請</u> <u>求の進達に</u> <u>関すること</u> <u>5 戦没者等</u> <u>の遺族に対</u> <u>する特別弔</u> <u>慰金の裁定</u> <u>及び特別買</u> <u>上償還に関</u> <u>すること</u> <u>6 戦没者等</u> <u>の遺族に対</u>

改正前				改正後			
							する特別弔 慰金に係る 審査請求の 進達に関す ること 7 戦没者遺 族相談員の 推薦に関す ること 8 戦没者の 身分等の調 査事務に関 すること
				社会 福祉 課	旧軍人及び 旧軍属の履 歴に関する 事務		旧陸軍の軍人 及び旧軍属の 軍歴証明書を 交付すること
				社会 福祉 課	旧軍人、旧 軍属等の叙 位及び叙勲 に関する事 務		旧軍人、旧軍 属等に対する 叙位及び叙勲 の調査及び進 達に関するこ と
				社会 福祉 課	引揚者等の 援護に関す る事務		1 未引揚者 の調査及び 引揚者の援 護に関する

改正前				改正後			
							<u>こと</u> <u>2 身元引受人の推薦に関すること</u> <u>3 自立指導員及び自立支援通訳の選任に関すること</u> <u>4 引揚者特別交付金の認定に関すること</u> <u>5 引揚者給付金の認定に関すること</u> <u>と</u>
				<u>社会福祉課</u>	<u>その他の援護に関する事務</u>		<u>1 旧軍人、旧軍属、旧準軍属及び未帰還者であった者の遺族調査及び遺骨慰留品の伝達に関すること</u> <u>2 戦没者の慰霊に関する</u>

改正前				改正後			
							<p>ること</p> <p><u>3 戦没者の遺族、引揚者等に対する法外援護事務に関すること</u></p> <p><u>4 援護団体及び援護事業功労者表彰に関すること</u></p>
				<p><u>社会福祉課</u></p>	<p><u>社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の指導監査に関する事務</u></p>	<p><u>1 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人（以下この項において「社会福祉法人等」という。）指導監査に係る指導監査方針を制定すること</u></p>	<p><u>1 監査会議及び連絡調整会議を開催すること</u></p> <p><u>2 社会福祉法人等審査会を開催すること</u></p> <p><u>3 社会福祉法人等の指導監査に関すること</u></p>

改正前				改正後			
						2 社会福祉法人等監査要綱等の制定及び改廃に関すること	
				長寿社会課	社会福祉統計調査に関する事務		社会福祉統計調査の計画及び実施に関すること
				長寿社会課	社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設に関する事務	1 知事の所轄に係る社会福祉法人（以下この項において「知事所轄社会福祉法人」という。）の設立、合併及び解散の認可並びに知事の所轄に	1 知事所轄社会福祉法人の一時役員を選任並びに知事所轄社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可並びに一時役員又は代表理事の選任に関すること 2 社会福祉

改正前				改正後			
						<p>係る社会福祉連携推進法人（以下この項において「知事所轄社会福祉連携推進法人」という。）の認定及び認定の取消しをすること</p> <p>2 社会福祉事業を経営する社会福祉施設の設置認可及び設置認可の取消し並びに認可に係る施設の事業の制限、停止</p>	<p>事業を営する社会福祉施設、知事所轄社会福祉法人及び知事所轄社会福祉連携推進法人からの届出及び報告の受理並びにその運営指導検査に関すること</p> <p>3 知事所轄社会福祉法人の定款変更の認可並びに知事所轄社会福祉連携推進法人の定款変更の認可及び社会福祉連携推進方針変更の認定をすること</p>

改正前				改正後			
						<p><u>その他の行政処分に関すること</u></p> <p>3 <u>知事所轄社会福祉法人に対し、運営等に対する措置、業務の全部又は一部の停止及び解散を命じ、並びに役員に役員を解散を勧告すること</u></p> <p>4 <u>知事所轄社会福祉連携推進法人に対し、運営等に関する措置、業務</u></p>	<p>4 <u>知事所轄社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認、変更の承認及び終了の承認に関すること</u></p>

改正前				改正後			
							<u>の全部又は一部の停止を命じ、及び役員の解職を勧告すること</u> <u>5 知事所轄社会福祉法人が行う公益事業及び収益事業の停止を命ずること</u>
				<u>長寿社会課</u>	<u>老人福祉法及び介護保険法の運用指導及び監査に関する事務</u>		<u>1 老人福祉法及び介護保険法の運用指導方針に関すること</u> <u>2 老人福祉法及び介護保険法の運用指導並びに法施行事務の監査に</u>

改正前				改正後				
								関すること
				長寿 社会 課	社会福祉事 業資金借入 金申込みに 関する事務			社会福祉事業 資金借入申込 みを審査し、 及び意見を付 すること
				長寿 社会 課	老人クラブ 等の指導に 関する事務			老人クラブ等 の指導に関す る事務を処理 すること
				長寿 社会 課	老人福祉法 に基づく届 出及び報告 に関する事務			法に基づく届 出及び報告の 受理に関する こと
				長寿 社会 課	高齢者住宅 整備資金貸 付金の徴収 に関する事務			高齢者住宅整 備資金貸付金 の徴収に関す ること
				長寿 社会 課	介護保険法 に関する事務		法に係る施 設の指定、 許可並びに 指定及び許 可の取消し に関するこ と	1 法に係る 事業者の指 定及び指定 の取消しに 関すること 2 法に基づ く届出及び

改正前				改正後				
								報告の受理 に関するこ と
				障害 福祉 課	障害者の日 常生活及び 社会生活を 総合的に支 援するため の法律、身 体障害者福 祉法、知的 障害者福祉 法及び児童 福祉法の運 用指導及び 監査に関す る事務		障害者の日 常生活及び 社会生活を 総合的に支 援するため の法律、身 体障害者福 祉法、知的 障害者福祉 法及び児童 福祉法の運 用指導方針 に関するこ と	障害者の日常 生活及び社会 生活を総合的 に支援するた めの法律、身 体障害者福祉 法、知的障害 者福祉法及び 児童福祉法の 運用指導並び に法施行事務 の監査に関す ること
				障害 福祉 課	社会福祉施 設、社会福 祉法人及び 社会福祉連 携推進法人 に関する事 務		1 知事の 所轄に係 る社会福 祉法人 (以下こ の項にお いて「知 事所轄社 会福祉法 人」とい	1 社会福祉 事業を経営 する社会福 祉施設、知 事所轄社会 福祉法人及 び知事所轄 社会福祉連 携推進法人 からの届出

改正前				改正後			
						<p>う。)の設立、合併及び解散の認可並びに知事の所轄に係る社会福祉連携推進法人（以下この項において「知事所轄社会福祉連携推進法人」という。）の認定及び認定の取消しをすること</p> <p>2 社会福祉事業を経営する社会福祉施設の設置認可及び設置認</p>	<p>及び報告の受理並びにその運営指導検査に關すること</p> <p>2 知事所轄社会福祉法人の定款変更の認可並びに知事所轄社会福祉連携推進法人の定款変更の認可及び社会福祉連携推進方針変更の認定をすること</p> <p>3 知事所轄社会福祉法人の一時役員を選任並びに知事所轄社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及</p>

改正前				改正後			
						<p><u>可の取消し並びに認可に係る施設の事業の制限、停止その他の行政処分に関すること</u></p> <p>3 <u>知事所轄社会福祉法人に対し、運営等に対する措置、業務の全部又は一部の停止及び解散を命じ、並びに役員解散を勧告すること</u></p> <p>4 <u>知事所轄社会福</u></p>	<p><u>び解職の認可並びに一時役員又は代表理事の選任に関すること</u></p> <p>4 <u>知事所轄社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認、変更の承認及び終了の承認に関すること</u></p>

改正前				改正後				
							<u>社連携推進法人に対し、運営等に関する措置、業務の全部又は一部の停止を命じ、及び役員の解職を勧告すること</u> 5 <u>知事所轄社会福祉法人が行う公益事業及び収益事業の停止を命ずること</u>	
				障害福祉課	社会福祉統計調査に関する事務			社会福祉統計調査の計画及び実施に関すること
				障害	障害者の日		障害者の日	障害者の日常

改正前				改正後				
				福祉課	常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に係る事業者及び施設の指定等に関する事務		常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に係る施設の指定及び指定の取消しに関すること	生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事業者の指定及び指定の取消しに関すること
				障害福祉課	身体障害者福祉法に基づく医師の指定等に関する事務			法に基づく医師の指定及び指定の取消しに関すること
				障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく届出及び報告の受理

改正前				改正後			
					づく届出及び報告に関する事務		に関すること
				障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る自立支援医療機関に関する事務		1 自立支援医療機関の指定及び指定の取消しに関すること 2 指定自立支援医療機関を立入検査し、及び報告を聴取すること 3 精神通院医療費の負担に関すること
				障害福祉課	社会福祉施設職員退職手当共済法の普及指導に関する事務		法の普及指導に関する事務を処理すること
				障害福祉	特別児童扶養手当の認		特別児童扶養手当の認定に

改正前				改正後			
				課	定に関する 事務		関すること
				障害 福祉 課	心身障害者 扶養共済の 加入、承認 の通知及び 掛金徴収並 びに保険金 の交付に関 する事務		心身障害者扶 養共済の加 入、承認の通 知及び掛金徴 収並びに保険 金の交付に関 すること
				障害 福祉 課	精神保健及 び精神障害 者福祉に関 する事務		1 精神保健 福祉審議会 に関するこ と 2 精神保健 指定医に関 すること 3 精神保健 及び精神障 害者福祉に 関する法律 に基づき精 神科病院を 指定し、又 は指定を解 除すること 4 精神障害

改正前				改正後			
							<p><u>者又はその疑いのある者の精神診察に関すること</u></p> <p><u>5 法第29条に規定する措置入院に関すること</u></p> <p><u>6 措置入院者の入院費用の徴収に関すること</u></p> <p><u>7 精神科病院の实地指導及び病状实地審査の実施計画に関すること</u></p> <p><u>8 法第38条の6の規定による報告徴収、立入検査等に関すること</u></p> <p><u>9 法第38条の7の規定により精神</u></p>

改正前				改正後			
							科病院の管理者に対し 入院患者の退院を命じ、又は処遇改善を命ずること 10 精神保健福祉士の養成施設に関すること
				障害福祉課	発達障害者支援法に基づく発達障害者支援センターに関する事務		1 発達障害者支援センターの指定及び指定の取消しに関すること 2 発達障害者支援センターの指導等に関すること
				障害福祉課	高次脳機能障害者の福祉に関する事務		高次脳機能障害者支援拠点機関の指定に関すること
				障害	障害者の雇		1 障害者就

改正前				改正後			
				福祉課	<u>用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターに関する事務</u>		業・生活支援センターの指定及び指定の取消しに関すること 2 障害者就業・生活支援センターの指導等に関すること
				障害福祉課	<u>障害者の就労支援に関する事務</u>		障害者の就労支援に関する事務を処理すること
				障害福祉課	<u>地域生活定着支援センターに関する事務</u>		地域生活定着支援センターの管理及び運営に関すること
				障害福祉課	<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する事務</u>		障害を理由とする差別の解消の推進に関する事務を処理すること
				障害福祉課	<u>障害者虐待の防止、障</u>		障害者虐待の防止、障害者

改正前					改正後				
					課	被害者の養護者に対する支援等に関する事務			の養護者に対する支援等に関する事務を処理すること
					障害福祉課	依存症対策に関する事務			依存症対策に関する事務を処理すること
					障害福祉課	ひきこもり対策に関する事務			ひきこもり対策に関する事務を処理すること
					障害福祉課	自殺対策に関する事務			自殺対策に関する事務を処理すること
男女参画・女性の活躍推進課	男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の総合調整及び推進に関する事務	略			男女参画・女性の活躍推進課	男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の総合調整及び推進に関する事務	略		
略					略				
こども未来課	児童の福祉に関する事務		1・2 略 3 知事の所轄に係る社会福祉法人	1 略 2 児童福祉施設及び知事所轄社会福祉法人か	こども未来課	児童の福祉に関する事務		1・2 略 3 知事の所轄に係る社会福祉法人	1 略 2 児童福祉施設、知事所轄社会福祉法人及び

改正前					改正後				
			<p>(以下この項において「知事所轄社会福祉法人」という。)の設立、合併及び解散の認可をすること</p>	<p>らの届出及び報告の受理並びにその運営指導検査に關すること</p> <p>3 厚生労働大臣の所轄に係る社会福祉法人(以下この項において「厚生労働大臣所管社会福祉法人」という。)の設立、合併及び解散の認可申請書を進達し、及び意見を具申すること</p> <p>4 厚生労働大臣所轄社</p>				<p>(以下この項において「知事所轄社会福祉法人」という。)の設立、合併及び解散の認可並びに知事の所轄に係る社会福祉連携推進法人(以下この項において「知事所轄社会福祉連携推進法人」という。)の認定及び認定の取消しをすること</p>	<p>知事所轄社会福祉連携推進法人からの届出及び報告の受理並びにその運営指導検査に關すること</p>
			4 略					4 略	

改正前					改正後				
				<p><u>会福祉法人の定款変更の認可申請書を進達し、及び意見を具申すること</u></p> <p><u>5 知事所轄社会福祉法人の定款変更の認可をすること</u></p> <p><u>6 知事所轄社会福祉法人の仮理事の選任に關すること</u></p>					<p><u>5 知事所轄社会福祉連携推進法人に対し、運営等に関する措置、業務の全部又は一部の停止を命じ、及び役員の解職を勧告すること</u></p> <p><u>6～11 略</u></p> <p><u>3 知事所轄社会福祉法人の定款変更の認可並びに知事所轄社会福祉連携推進法人の定款変更の認可及び社会福祉連携推進方針変更の認定をすること</u></p> <p><u>4 知事所轄社会福祉法人の一時役員を選任並びに知事所轄社会福祉連携推進法</u></p>
			5～10 略						

改正前					改正後				
				7～19 略					人の代表理事の選定及び解職の認可並びに一時役員又は代表理事の選任に関すること 5～17 略
略					略				
こども家庭課	児童の福祉に関する事務		1・2 略 3 知事の所轄に係る社会福祉法人（以下この項において「知事所轄社会福祉法人」という。）の設立、合併及び解散の認可をすること	1 略 2 社会福祉事業を經營する社会福祉施設及び知事所轄社会福祉法人からの届出及び報告の受理並びにその運営指導検査に関すること 3 知事所轄	こども家庭課	児童の福祉に関する事務		1・2 略 3 知事の所轄に係る社会福祉法人（以下この項において「知事所轄社会福祉法人」という。）の設立、合併及び解散の認可並びに知事の所轄に	1 略 2 社会福祉事業を經營する社会福祉施設、知事所轄社会福祉法人及び知事所轄社会福祉連携推進法人からの届出及び報告の受理並びにその運営指導検査に関すること 3 知事所轄

改正前					改正後					
				<p>社会福祉法人の定款変更の認可をすること</p>					<p><u>係る社会福祉連携推進法人（以下この項において「知事所轄社会福祉連携推進法人」という。）の認定及び認定の取消しをすること</u></p>	<p>社会福祉法人の定款変更の認可並びに知事所轄社会福祉連携推進法人の定款変更の認可及び社会福祉連携推進方針変更の認定をすること</p>
			4 略	<p>4 知事所轄社会福祉法人の仮理事の選任に関すること</p>				4 略	<p>4 知事所轄社会福祉法人の一時役員</p>	<p>4 知事所轄社会福祉法人の一時役員</p>
								5 知事所轄社会福祉連携推進法人に対し、運営等に関する措置、業務の全部又は一部の停止を命じ、及び	<p>5 知事所轄社会福祉連携推進法人に対し、運営等に関する措置、業務の全部又は一部の停止を命じ、及び</p>	<p>5 知事所轄社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可並びに一時役員又は代表理事の選任に関すること</p>

改正前					改正後				
				5～7 略				役員の解職を勧告すること 6～8 略	5～7 略
略					略				
農政企画課	中山間地域の農業の振興に関する事務	略			農政企画課	中山間地域の農業の振興に関する事務	略		
農政企画課	農村ビジネスに関する事務			農村ビジネス関連事業の事務処理に関すること					
農政企画課	農産加工の振興に関する事務		農畜産物の加工に係る振興計画の策定に関すること	1 農畜産物の加工指導に関すること 2 農林物資の規格に関すること					
農政企画課	農山漁村の振興に関する事務		農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に基づく県基本	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に係る事務処理に関すること					

改正前					改正後				
			<u>方針の策定に関すること</u>						
農政企画課	<u>外食産業及び食品産業との連携に関する事務</u>			<u>1 食品産業との連携及び情報の収集に関すること</u> <u>2 地域食品産業の振興に関すること</u>					
生産者支援課	経営構造対策に関する事務	略			生産者支援課	経営構造対策に関する事務	略		
略					略				
生産者支援課	農林水産業協同組合その他の関係団体に関する事務	略			生産者支援課	農林水産業協同組合その他の関係団体に関する事務	略		
農産課	<u>水田農業の振興に関する事務</u>		<u>水田農業の基本方向に関すること</u>	<u>水田農業構造改革対策の推進に関すること</u>					
農産課	<u>主要農作物の生産振興</u>		<u>1 主要農作物の奨</u>	<u>1 主要農作物の種子計</u>					

改正前				改正後			
		に関する事務	<u>励品種を決定すること</u> <u>2 主要農作物の生産の改善計画を決定すること</u> <u>3 主要農作物の災害対策に関すること</u> <u>4 主要農作物に係る種苗法、特許法等の出願及び利用権の許諾に関すること</u>	<u>画を決定すること</u> <u>2 主要農作物の指定種子生産ほ場を指定すること</u> <u>3 指定種子の生産ほ場及びその生産物の審査に関すること</u> <u>4 指定種子生産者及び指定種子生産者に主要農作物の種子の生産を委託した者に対する勧告、助言及び指導を行うこと</u> <u>5 主要農作物の生産の改善に係る事務を処理</u>			

改正前					改正後				
				すること					
農産課	農業委員会ネットワーク機構及び農業委員会に関する事務	略			農業経営課	農業委員会ネットワーク機構及び農業委員会に関する事務	略		
農産課	農業経営基盤強化促進法に関する事務	略			農業経営課	農業経営基盤強化促進法に関する事務	略		
農産課	農地中間管理事業に関する事務		1・2 略	1・2 略	農業経営課	農地中間管理事業に関する事務		1・2 略	1・2 略 3 所有者不明農地に係る事務を処理すること
農産課	農業の担い手の確保・育成に関する事務	略			農業経営課	農業の担い手の確保・育成に関する事務	略		
農産課	農業経営・技術の改良普及に関する事務	略			農業経営課	農業経営・技術の改良普及に関する事務	略		
農産課	農産物検査に関する事務(流通・貿			1 登録検査機関の登録・更新・変					

改正前					改正後				
	<u>易課の分掌する事務に関する部分を除く。)</u>			<u>更等に関する</u> <u>こと</u> <u>2 登録検査</u> <u>機関の失効</u> <u>の公示に關</u> <u>すること</u> <u>3 業務規程</u> <u>の届出受理</u> <u>及び変更命</u> <u>令に關する</u> <u>こと</u> <u>4 検査結果</u> <u>の報告の受</u> <u>理に關する</u> <u>こと</u> <u>5 登録検査</u> <u>機関への措</u> <u>置申出の受</u> <u>付・調査・措</u> <u>置に關する</u> <u>こと</u>					
					農業 経営 課	農村ビジネ スに關する 事務			農村ビジネス 関連事業の事 務処理に關す ること
					農業 経営	農産加工の 振興に關す		農畜産物の 加工に係る	1 農畜産物 の加工指導

改正前				改正後				
				課	る事務		振興計画の策定に関すること	に関すること 2 農林物資の規格に関すること
				農業経営課	農山漁村の振興に関する事務		農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に基づく県基本方針の策定に関すること	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に係る事務処理に関すること
				農業経営課	外食産業及び食品産業との連携に関する事務			1 食品産業との連携及び情報の収集に関すること 2 地域食品産業の振興に関すること
				農業経営課	環境保全型農業の推進に関する事		1 持続性の高い農業生産方	1 持続性の高い農業生産方式の導

改正前				改正後			
					務	<u>式の導入</u> <u>指針の策</u> <u>定に關す</u> <u>ること</u> <u>2 地力増</u> <u>進地域の</u> <u>指定及び</u> <u>解除に關</u> <u>すること</u> <u>3 農用地</u> <u>土壤汚染</u> <u>対策地域</u> <u>及び特別</u> <u>地区の指</u> <u>定、指定</u> <u>の変更及</u> <u>び指定の</u> <u>解除に關</u> <u>すること</u> <u>4 土壤汚</u> <u>染地域に</u> <u>おける排</u> <u>出基準等</u> <u>の設定及</u> <u>び変更</u> <u>に關すこ</u> <u>と</u> <u>5 農用地</u>	<u>入計画の認</u> <u>定制度に關</u> <u>すること</u> <u>2 農用地に</u> <u>おける土づ</u> <u>くりの推進</u> <u>に關するこ</u> <u>と</u> <u>3 農用地土</u> <u>壤汚染対策</u> <u>計画の策定</u> <u>及び変更</u> <u>に關するこ</u> <u>と</u> <u>4 農用地の</u> <u>土壤汚染状</u> <u>況の立入調</u> <u>査に關する</u> <u>こと</u> <u>5 環境保全</u> <u>型農業直接</u> <u>支払制度に</u> <u>係る事務処</u> <u>理に關する</u> <u>こと</u> <u>6 特別栽培</u> <u>農産物表示</u> <u>制度に關す</u> <u>ること</u>

改正前				改正後				
							<u>土壌汚染対策の特 別地区に おける農 作物の作 付等の勸 告に關す ること</u>	
				<u>農業 経営 課</u>	<u>植物防疫に 關する事務</u>			<u>農作物病害虫 防除に關する こと</u>
				<u>農業 経営 課</u>	<u>肥料及び農 薬に關する 事務</u>		<u>1 肥料の 生産業者 又は販売 業者等に 對する肥 料の譲渡 及び引渡 しの制限 並びに禁 止又は登 録の取消 しに關す ること</u> <u>2 肥料の 品質の確 保等に關</u>	<u>1 肥料の適 正使用の指 導に關する こと</u> <u>2 標準複合 肥料の設定 及び廃止に 關すること</u> <u>3 肥料の登 録に關する こと</u> <u>4 肥料の生 産業者及び 販売業者の 届出の受理 に關するこ</u>

改正前				改正後			
							<p>する法律に基づく審査請求の処理に関すること</p> <p>と</p> <p>5 事故肥料の譲渡を許可すること</p> <p>6 肥料の生産業者及び販売業者等に対する報告の徴収及び検査に関すること</p> <p>7 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく聴聞に関すること</p> <p>8 農薬の適正使用の指導に関すること</p> <p>9 農薬の販売業者及び使用者に対する報告の徴収及び検査に関すること</p> <p>と</p>

改正前					改正後				
					農業経営課	農業の機械化に関する事務		特定高性能農業機械導入計画の策定に関すること	農業機械化の推進及び農作業事故の防止に関すること
					農業経営課	農業生産工程管理に関する事務		農業生産工程管理の認証に係る認証要領の策定に関すること	農業生産工程管理の認証に係る事務処理に関すること
園芸課	果樹、野菜、花き及び特用作物の生産の振興に関する事務	略			園芸農産課	果樹、野菜、花き及び特用作物の生産の振興に関する事務	略		
園芸課	有機栽培及び特別栽培の推進に関する事務		特別栽培農産物認証要綱の制定及び廃止に関すること	1 特別栽培農産物認証要綱の改正に関すること 2 特別栽培農産物認証制度に関すること					
園芸課	環境保全型農業の推進		1 持続性の高い農	1 持続性の高い農業生					

改正前				改正後			
	に関する事務		<u>業生産方式の導入指針の策定に関すること</u> <u>2 地力増進地域の指定及び解除に関すること</u> <u>3 農用地土壌汚染対策地域及び特別地区の指定、指定の変更及び指定の解除に関すること</u> <u>4 土壌汚染地域における排出基準等の設定及び変更に関すること</u>	<u>産方式の導入計画の認定制度に関すること</u> <u>2 農用地における土づくりの推進に関すること</u> <u>3 農用地土壌汚染対策計画の策定及び変更に関すること</u> <u>4 農用地の土壌汚染状況の立入調査に関すること</u> <u>5 環境保全型農業直接支払制度に係る事務処理に関すること</u>			

改正前					改正後				
			5 農用地 土壌汚染 対策の特 別地区に おける農 作物の作 付等の勸 告に關す ること						
園芸 課	農業生産工 程管理に關 する事務		農業生産工 程管理の認 証に係る認 証要領の策 定に關する こと	農業生産工程 管理の認証に 係る事務処理 に關すること					
園芸 課	植物防疫に 關する事務			農作物病害虫 防除に關する こと					
園芸 課	肥料及び農 薬に關する 事務		1 肥料の 生産業者 又は販売 業者等に 對する肥 料の譲渡 及び引渡 しの制限 並びに禁	1 肥料の適 正使用の指 導に關する こと 2 標準複合 肥料の設定 及び廢止に 關すること 3 肥料の登					

改正前					改正後				
				<u>止又は登録の取消しに関すること</u> <u>2 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく審査請求の処理に関すること</u>	<u>録に関すること</u> <u>4 肥料の生産業者及び販売業者の届出の受理に関すること</u> <u>5 事故肥料の譲渡を許可すること</u> <u>6 肥料の生産業者及び販売業者等に対する報告の徴収及び検査に関すること</u> <u>7 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく聴聞に関すること</u> <u>8 農薬の適正使用の指導に関すること</u>				

改正前					改正後				
				9 農薬の販売者及び使用者に対する報告の徴収及び検査に関する <u>こと</u>					
園芸課	農業の機械化に関する事務		特定高性能農業機械導入計画の策定に関する <u>こと</u>	農業機械化の推進及び農作業事故の防止に関する <u>こと</u>	園芸農産課	主要農作物の生産振興に関する事務		1 主要農作物の奨励品種を決定する <u>こと</u> 2 主要農作物の生産の改善計画を決定する <u>こと</u> 3 主要農作物の災害対策に関する <u>こと</u>	1 主要農作物の種子計画を決定する <u>こと</u> 2 主要農作物の指定種子生産ほ場を指定する <u>こと</u> 3 指定種子の生産ほ場及びその生産物の審査に関する <u>こと</u> 4 指定種子

改正前						改正後					
									4 主要農作物に係る種苗法、特許法等の出願及び利用権の許諾に関すること	生産者及び指定種子生産者に主要農作物の種子の生産を委託した者に対する勧告、助言及び指導を行うこと	
									5 主要農作物の生産の改善に係る事務を処理すること		
						園芸農産課	水田農業の振興に関する事務		水田農業の基本方向に関すること	水田農業構造改革対策の推進に関すること	
						園芸農産課	農産物検査に関する事務(流通・貿易課の分掌する事務に関する部分を除く。)			1 登録検査機関の登録・更新・変更等に関すること 2 登録検査機関の失効の公示に関	

改正前					改正後				
									すること <u>3 業務規程の届出受理及び変更命令に関すること</u> <u>4 検査結果の報告の受理に関すること</u> <u>5 登録検査機関への措置申出の受付・調査・措置に関すること</u>
畜産課	畜産振興計画に関する事務	略			畜産課	畜産振興計画に関する事務	略		
略					略				
畜産課	家畜の改良増殖に関する事務	略			畜産課	家畜の改良増殖に関する事務	略		
					畜産課	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する事務			畜舎等の建築等及び利用の特例に関する事務を処理す

改正前			改正後			
						ること
畜産課	養鶏振興に関する事務	略	畜産課	養鶏振興に関する事務	略	
略			略			
土地対策課	国土利用計画法に関する事務	略	土地活用課	国土利用計画法に関する事務	略	
土地対策課	不動産の鑑定評価に関する法律に関する事務	略	土地活用課	不動産の鑑定評価に関する法律に関する事務	略	
土地対策課	国土調査法に基づく土地分類調査に関する事務	略	土地活用課	国土調査法に基づく土地分類調査に関する事務	略	
土地対策課	土地利用対策の総合調整に関する事務	略	土地活用課	土地利用対策の総合調整に関する事務	略	
土地対策課	国土調査法に基づく地籍調査に関する事務	略	土地活用課	国土調査法に基づく地籍調査に関する事務	略	
土地対策課	土地収用法に関する事務	略	土地活用課	土地収用法に関する事務	略	

改正前			改正後		
課	務		用課	務	
<u>土地</u> <u>対策</u> <u>課</u>	公有地の拡大の推進に関する事務	略	<u>土地</u> <u>利活</u> <u>用課</u>	公有地の拡大の推進に関する事務	略
<u>土地</u> <u>対策</u> <u>課</u>	測量法に関する事務	略	<u>土地</u> <u>利活</u> <u>用課</u>	測量法に関する事務	略
<u>土地</u> <u>対策</u> <u>課</u>	佐賀県土地開発公社に関する事務	略	<u>土地</u> <u>利活</u> <u>用課</u>	佐賀県土地開発公社に関する事務	略
略			略		

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。